

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2019年10月3日～2019年10月9日)

令和元年(2019年)10月11日

H E A D L I N E S

政治

与党「法と正義」による次期内閣成立後100日間での実施政策の発表
アンジェイチャク統合参謀長, 英国を訪問
アンジェイチャク統合参謀長, ベルギーを訪問
ドゥダ大統領, V4大統領会合に出席
トランプ米国大統領, ポーランドを査証免除対象国に含める協定に署名した旨発表
スウェーデン軍司令官, ポーランドを訪問
ドゥダ大統領及びブワシチュク国防相, 演習部隊を視察
チャプトヴィチ外相の韓国訪問
欧州議会農業委員会によるヴォイチェホフスキ欧州委員候補の承認
欧州委, ポーランドの裁判官の規律制度をEU法違反の疑いで欧州司法裁判所に付託

治安等

トルコ人密入国者の拘束
自動化ゲートの運用状況
警察等による路上での車両検査に関する法律の改正
不発弾処理時の爆発事故
スピード違反に対する取締強化の動き
国政選挙に伴うサイバーテロ警戒レベルの引き上げ
犯罪組織による医薬品密売の摘発
電子決済を悪用した詐欺の増加
整備不良車に対する取締強化

経済

スイスフラン建て住宅ローンに関する欧州司法裁判所判決
児童手当「ファミリー500+」の2018年実施報告書
2018年の海外直接投資額
2019年版 Global Location Trends 報告書におけるポーランドの順位
新中央空港(CPK)建設の見通し
トヨタ・カローラが新車登録台数1位
EU結束基金を利用した鉄道関連プロジェクト
日本電産モーターズ・アンド・アクチュエーターズ社による投資
新中央空港(CPK)建設に係る英国からの融資の申出
ピロル国際エネルギー機関(IEA)事務局長, ポーランドの原子力プログラムを支持
バルティック・パイプライン建設状況
トフジェフスキ・エネルギー大臣, EUの気候中立に関し発言
電気料金関連動向

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意
欧州でのテロ等に対する注意喚起
「たびレジ」への登録のお願い
令和元年度(後期分)の教科書の配付について
国際機関への就職に関心がある皆様へ
大使館広報文化センター開館時間文化行事・大使館関連行事

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <http://www.pl.emb-japan.go.jp>

【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先:大使館領事部 電話:22 696 5005 Fax:5006 各種証明書, 在外投票, 旅券, 戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

与党「法と正義」による次期内閣成立後100日間での実施政策の発表【10月7日】

7日、与党「法と正義」(PiS)のカチンスキ党首及びモラヴィエツキ首相は、議会選挙に勝利した場合、内閣成立から100日間で実現させる5政策を発表した。本5政策は、①小規模企業の支払う社会保障費

の引き下げ、②年金受給者に対する年1～2回の一時ボーナス支給、③40歳以上を対象とする健康診断の実施、④100か所の環状道路の建設、⑤他の欧州地域と同水準の農地1ヘクタールあたりの補助金支給から構成される。

アンジェイチャク統合参謀長、英国を訪問【9月24日～26日】

24日～26日、アンジェイチャク統合参謀長は、英国を訪問し、カーター参謀長と会談した。同会談では、グローバルな安全保障環境および両国間での軍事協力の拡大等について意見交換がなされた。また、同統合参謀長は、国家サイバーセキュリティセンターを訪問するとともに、英国国防大学において、NATO東方地域におけるポーランドの安全保障の展望に関するスピーチを行った。最終日には、スカイセイバー対空システムを運用している第7防空群司令部を訪問した。

アンジェイチャク統合参謀長、ベルギーを訪問【9月27日】

27日、アンジェイチャク統合参謀長は、モンズ(ベルギー)にある作戦連合軍最高司令部を訪問し、ルギオロ変革連合軍副司令官と会談した。同会談では、将来戦における国家の役割及びNATOの資源について意見交換が行われた。

ドゥダ大統領、V4大統領会合に出席【2～3日】

2～3日、ドゥダ大統領はチェコを訪問し、V4大統領会合に出席した。2日に行われたV4大統領会合では、EUの統合、結束政策予算及び気候変動対策等について協議された。また、3日の同会合ではパホル・スロベニア大統領及びブチッチ・セルビア大統領も参加して西バルカン諸国へのEU拡大について協議され、ドゥダ大統領は、EU加盟基準は明確でなければならない旨強調した。

トランプ米国大統領、ポーランドを査証免除対象国に含める協定に署名した旨発表【4日】

4日、トランプ米国大統領は記者団に対し、ポーランドを米国の査証免除プログラム対象国に含める協定に署名した旨発表した。ドゥダ大統領は、同プログラム施行に向けた手続は既に開始されており、いつ完了するかは分からないが、年末までに完了することを望む旨述べた。

スウェーデン軍司令官、ポーランドを訪問【7日】

7日、バイデン・スウェーデン軍最高司令官がポーランドを訪問し、アンジェイチャク統合参謀長と会談を行った。同会談では、二国間関係、安全保障環境及び共通の訓練等について意見交換が行われた。特に、バルト海における分析について注意が払われ、ロシアの挑発的な行動に起因する脅威について話合われた。

ドゥダ大統領及びブワシュチャク国防相、演習部隊を視察【7日】

7日、ドゥダ大統領及びブワシュチャク国防相は、ノバ・デンバ演習場(ポーランド南東部)において、ドイツ軍と協同訓練を行っていた第10騎兵旅団及び領域防衛旅団を視察した。同視察において、同大統領は、ポーランド軍兵士の処遇改善として平均給料を増額(576ズロチ)することを公約した。

チャプトヴィチ外相の韓国訪問【7～8日】

7日、チャプトヴィチ外相は韓国を訪問し、康京和外相と会談を行った。チャプトヴィチ外相は、韓国は重要な投資パートナーであるとし、経済、研究、イノベーション分野で大きな協力の潜在性があると述べた。また、同外相は、米国とポーランドが共同で主導している中東問題に関するワルシャワ・プロセスにおける、サイバーセキュリティに関する作業部会に出席した。

欧州議会農業委員会によるヴォイチェホフスキ欧州委員候補の承認【8日】

8日、ポーランドのヴォイチェホフスキ欧州委員候補(農業分野担当)は、欧州議会農業委員会による二度目のヒアリングに臨み、同委員会による承認を得た。同候補は、ヒアリングにおいて、欧州の農業の競争力強化に向けた資金が必要であるとし、農業及び農村開発のための適切な予算の確保を主張した。

欧州委、ポーランドの裁判官の規律制度をEU法違

反の疑いで欧州司法裁判所に付託【10日】

10日、欧州委は、本年4月に開始された、裁判官への新たな規律制度に関するEU法違反手続きについて、第三段階となる欧州司法裁判所への付託を決

定したと発表した。本件をめぐっては、9月17日、ポーランド政府がEU法違反手続きの第二段階にあたる理由付き意見への回答を欧州委に送付し、欧州委が今後の対応を検討していた。

治 安 等

トルコ人密入国者の拘束【3日】

2日、国境警備隊は、ポドカルパツキエ県コルチョヴァのポーランド・ウクライナ国境付近でトルコ人密入国者を拘束した。被疑者は2人組で、1人が国境検問所で国境警備隊員の注意を引き、その隙にもう1人が死角から密入国を試みるという手口で、最終目的地はフランスであったと供述している。

自動化ゲートの運用状況【3日】

2019年6月26日から、ワルシャワ・シヨパン空港で20台、モドリン空港で5台の自動出入国管理ゲート(ABCゲート)が運用されており、内務行政省の統計によればこれまでに200万人以上が同ゲートを利用した。同ゲートは、生体認証旅券を持つEU加盟国民が使用可能で、スムーズに進めば15秒程度で審査が完了する。

警察等による路上での車両検査に関する法律の改正【3日】

内務・行政省は、警察等による路上での車両検査に関する法律の改正を準備しており、同改正は11月7日に発効する予定となっている。同改正により、警察はバス停や歩道など一般車両の停車が禁じられた場所を使用してスピード違反取締を行うことが認められるほか、走行距離改ざんに対する取締強化を目的に、車検時の走行距離確認が義務づけられる。

不発弾処理時の爆発事故【8日】

8日、第6空挺大隊(グリヴィツェ所在)所属の兵士がクジニア・ラチボルスカ市(シレジア地域)近傍の森林において、不発弾を処理中のところ、突如爆発し2名が死亡、4名が負傷する事故が発生した。4名のうち2名は重傷、ソスノヴィツェ及びカトヴィツェの病院に搬送された。軽傷の2名については、リブニクの病院へ搬送された。爆発は、火曜日(8日)昼過ぎ、同森林地域(道路から約1km離隔)において発生した。爆発した不発弾は、第二時世界大戦中に使用されていた迫撃砲弾と推測されている。地元政府は、危機対策チームを招集した。同市長は、同森林地域においては、定期的に不発弾が発見されていると述べた。

スピード違反に対する取締強化の動き【8日】

国家警察本部の発表によれば、2019年1月から9月末までに50キロ以上の速度超過による取締で、

前年同期比63.6%増の約37,000件の免許停止がなされた。同期間中に発生したスピード違反常習者(複数回免許停止を受けた者)によるスピード違反の件数は約1,500とされる。専門家の間では、罰金額の引き上げや、規制の強化を求める声が上がっており、50キロ以上の速度超過で取締を受けた場合の即時免許停止の対象を現在の市街地のみから地方にまで拡大することも提案されている。

国政選挙に伴うサイバーテロ警戒レベルの引き上げ【8日】

8日、モラヴィエツキ首相は、10月13日に実施される議会選挙前後の国内のサイバーテロ警戒レベル引き上げを決定した。これに伴い、10月10日から同14日までの間、サイバー空間上でのテロ脅威レベル(CRP)がBRAVO(全4段階の警戒レベルの第2段階)に引き上げられる。同措置は、対テロ法に基づくもので、2018年のCOP24や2019年2月の「中東の平和と安定の将来を促進するための閣僚会合」の際にも取られている。同期間中、関係機関による行政機関や重要インフラのICTシステムに関する監視が強化される。

犯罪組織による医薬品密売の摘発【8日】

グダンスク警察は、医薬品の国外への密輸に関与したとして、犯罪組織を摘発した。同組織は、ポーランドで西欧諸国より安価に医薬品が流通していることを悪用し、ヴウオツワヴェクの薬剤師と結託して専門治療薬を大量に買い占め、西欧諸国に転売していたとされる。当地では、同様の事例が相次いでおり、市中に流通する医薬品が不足する事態が発生している。

電子決済を悪用した詐欺の増加【9日】

警察は、当地で広く普及している電子決済システムBLIKを悪用した詐欺が頻発しているとして、注意喚起を行った。同詐欺は、SNSのメッセージ等を使用して、友人をかたる人物が急に金が必要になったなどとBLIKで送金するよう求めてくるもので、警察は、対策として、実際に送金する前に電話等でダブルチェックを行う、SNSアカウントのログインを二段階認証にし、乗っ取りを防ぐことなどを挙げている。

整備不良車に対する取締強化【9日】

警察は整備不良車に対する取締強化キャンペーン「Smog」を継続しており、2019年1月から9月までの

間に22万台に対する検査を実施し、約7,800台の車両登録取消の処分を受けた。このうち、2,200台

に排気ガスに含まれる有害物質の値が規定値を超過していたとされる。

経 済

経済政策

スイスフラン建て住宅ローンに関する欧州司法裁判所判決【3日】

3日、欧州司法裁判所(ECJ)は、スイスフラン建て住宅ローン契約について、為替レートの変動に関係する条項はポーランド民法の一般規定に適合とすると見なし得ないこと、当該不公正条項の削除により、契約が外貨建てではなくなるにも関わらず利率が維持される場合、EU法は当該契約を無効とすることを妨げるものではないとし、債務者が同ローンをズロチ建てに変更若しくは契約自体を無効にすることが可能という判断を示した。判決はほぼ事前に予測されていた通りの内容であった。ポーランドの政治家は本件判決を概ね好意的に受け止めており、クフィエチンスキ財務兼投資・開発大臣は、判決は国内の関連訴訟におけるスイスフラン建て住宅ローン借入者の立場を支持するものであると発言し、ドゥダ大統領は、今後類似の裁判が行われる際、裁判所はECJが示したガイドラインを参照するであろうことが周知されたと述べた。金融監督委員会(KNF)は、各銀行は本件判決により生じうる結果への準備が整っているとの見解を示した。KNF及び金融セキュリティ・ネットワーク機関による長期指針により、外貨建てローンを相当数所有する銀行は、リスクを軽減させるために十分な資金を確保することを義務づけられていた。3日の

ワルシャワ証券取引所では、一時株式の乱高下が見られたが、前日の終値に近い水準に落ち着き、大きな混乱は生じなかった。2019年7月31日時点で、約8万人が45.9万件、総額1,010億ズロチ相当のスイスフラン建て住宅ローンを返済している。専門家の試算によると、本件により銀行が必要とする経費は最大500~600億ズロチに上る可能性があり、どの程度の融資利用者が銀行を提訴するかにもよるが、より現実的には200~300億ズロチ程度となると見込まれる。

児童手当「ファミリー500+」の2018年実施報告書【7日】

児童手当「ファミリー500+」の2018年実施報告書が下院に提出された。同報告書によると、同事業による出生件数及び極度の貧困率に対する好影響は低減傾向にあるという。例えば、2016年に同事業が開始された際、出生件数は38万2,300人と前年から1万3,000人増加し、2017年には更に40万2,000人へと増加したものの、2018年には38万8,000人に減少した。また、極度の貧困状況にある人々の割合は、2016年は4.9%(対前年比1.6%減)、2017年は4.3%(対前年比0.6%減)に減少した一方、2018年には5.4%(対前年比1.1%増)に増加したという。

マクロ経済動向・統計

2018年の海外直接投資額【4日】

中央銀行によれば、2018年のポーランドへの海外直接投資額は503.7億ズロチ(116.6億ユーロ)で、対前年比45.3%増となった。主要な投資国はオランダ、ルクセンブルグ、ドイツ及びマルタであった。

2019年版 Global Location Trends 報告書にお

るポーランドの順位【7日】

IBMによる2019年版 Global Location Trends 報告書(海外直接投資の動向分析)によると、ポーランドにおける2018年の海外直接投資による雇用創出件数は2万9,700人に上り、ドイツを抜いて9位となった。対ポーランド投資での雇用創出件数上位国は、米国(8,600人)、ドイツ(7,400人)、日本(2,400人)であった。

ポーランド産業動向

新中央空港(CPK)建設の見通し【3日】

ヴィルド・インフラ副大臣は、2021年にCPK建設を開始する見通しを示しているが、ジェンニク・ガゼタ・ブラヴナ紙は、同スケジュールでの建設はできないとしている。最新のスケジュールでは、マスタープラン作成作業が2020年前半に開始される

予定となっている。同マスタープランは、民間航空局(ULC)による旅客増加の見通しの検証やCPKの正確な建設場所も含めて作成される。これと同時にCPKのビジネスモデルの決定も行われる予定で、ポーランドはCPK建設に向けて、外国とのパートナーシップ締結を検討している。マスタープ

ラン作成準備開始から2年ほどで、空港デザインの国際入札を行われ、これらを踏まえ、CPK建設開始は最速で2024年頃と見込まれる。

トヨタ・カローラが新車登録台数1位【4日】

自動車産業専門調査会 Samarによれば、2019年第1～第3四半期にポーランド国内で登録された新車は約41万800台(前年同期比1.8%増)であった。また、同年9月には、トヨタ・カローラの登録台数が最多となった。なお、トヨタはこれまでにAygo, Yaris, C-HR等のモデルの価格を引き下げている。

EU結束基金を利用した鉄道関連プロジェクト【4日】

欧州委員会は、ポーランドの2つの鉄道関連のプロジェクト(鉄道ネットワーク近代化、鉄道輸送有効性・安全性向上)に8億8,000万ユーロを配分すると発表した。両プロジェクトは2023年1月から開始される予定であり、ポーランド南部のホジュフ・バトーリとポーランド中央部のズドンスカ・ヴォラカルシュニツェ間の214.5kmの鉄道システムの近代化等が予定されている。

日本電産モーターズ・アンド・アクチュエーターズ社による投資【9日】

日本の自動車関連メーカー、日本電産モーターズ・アンド・アクチュエーターズ社は、ポーランド南部のニエポウオミツェにおいて、工場の建設・拡張のため少なくとも1億6,500万ズロチ(約3,813万ユーロ)の投資を行う。同社はクラクフSEZにお

いて、ポーランド全国投資地区事業により税優遇措置を受ける。クラクフSEZを所管するクラクフ・テクノロジー・パーク(KPT)社のプシェビルスキ社長は、同社による投資は、同SEZにおける今年最大の投資事業の一つであるとともに、日本企業による初の投資案件となると述べた。車載向けモーター及び車両部品等を製造する同社は、ニエポウオミツェ工場の拡張により、主要自動車メーカー向けに最新のABS用DCブラシレスモーターの製造・販売を行う予定。また、研究開発部門の強化も図る方針である。同社は2006年にフランスの自動車部品メーカーである Valeo 社の一部事業を買収する形でポーランドに設立。当初はクラクフ近郊のジェロヌキに製造拠点を置いていたが、2009年にクラクフSEZに新工場を設置し、それ以降これまでに2億8,000万ズロチ(約6,475万ユーロ)以上を投資し、約600人を雇った。

新中央空港(CPK)建設に係る英国政府からの融資の提案【9日】

ヴィルド・インフラ副大臣はCPK建設に関して、英国政府から1億ポンドの低利の輸出信用供与の提案に関する書簡を受領した旨、ただし、英国企業のサービスの利用が条件となっていると述べた。同副大臣は、英国政府からの本提案は、CPK建設計画が諸外国の投資家にとって魅力的なプロジェクトであることを示すものとしている。また、英国のサービスは世界基準かつ高品質なものであるとし、CPK建設の助力となるであろうと述べた。

エネルギー・環境

ピロル国際エネルギー機関(IEA)事務局長、ポーランドの原子力プログラムを支持【3日】

ピロルIEA事務局長は、原子力は再生可能エネルギーとともに気候変動への対応に必要な1つの要素と述べた。同事務局長は、原子力発電所建設のための最適な資金調達確保が課題となっている。なお、トフジェフスキ・エネルギー大臣は、原子力発電所建設に係る迅速なポーランド政府の決定を望んでいるが、現在検討されている2040年までのエネルギー政策の決定後となる可能性もあるとしている。

バルティック・パイプライン建設状況【3日】

ナウムスキ・エネルギー戦略インフラ担当政府委員は、バルティック・パイプライン計画の50%以上が遂行されており、2022年10月に全ての投資が完了する予定と述べた。同プロジェクトは、複数の省庁の代表40人以上からなるプロジェクトチームによって進められており、欧州委員会からも2.6億

ユーロ超の支援を受けているとされる。

トフジェフスキ・エネルギー大臣、EUの気候中立に関し発言【7日】

ジェシュフ市で開催された「Congress590」会合において、トフジェフスキ・エネルギー大臣は、2050年までに気候中立を達成するためには、ポーランドは最低5,000億ユーロの投資が必要になるであろうと語った。また、同大臣は、どの政党が議会選挙に勝利するとしても、EUでの気候中立に係る交渉が次期政権の課題となると強調した。

電気料金関連動向【9日】

ドヴォルチク首相府長官は、政府は電気料金を現在の水準にとどめることに全力を注ぐと述べた。同長官は今年、税金の低減等により電気料金の高騰を防いだが、この措置は来年も続くであろうと述べた。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2019年10月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

令和元年度(後期分)の教科書の配付について

在ポーランド日本国大使館では、ポーランド在住の邦人子女を対象に、日本の小学生用の教科書(令和元年度 後期用)を配付いたします。後期用教科書は、小学生用のみの配付で、中学生への配付はありませんので、御注意ください。また、ワルシャワ日本人学校の生徒(入学予定者を含む)については、同校を通じて配付いたしますので、申し込みの必要はありません。

教科書自体は無償であり、大使館で直接受け取りをする場合には費用はかかりませんが、郵送による受け取りを希望される方については、送料(着払い)が発生します。送付先については、御自宅や職場等、確実に受け取れる場所を御指定ください。

御希望の方は、大使館領事部ウェブサイトに掲載の『教科書申込書』に該当事項を記入の上、大使館領事部にお申し込みください。

●本件に関する問い合わせ先

在ポーランド日本国大使館 領事部

代表電話: +48-22-696-5005(月曜～金曜日 9:00～12:30 13:30～17:00)

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

●『教科書申込書』のリンク

<https://www.pl.emb-japan.go.jp/konsulat/kyoukashoR1.2semester.pdf>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報: <https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

文化行事・大使館関連行事

【開催中】V4+JAPAN交流展 美は国境を越えて【8月26日(月)～10月31日(木)】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、日本、チェコ、ハンガリー、ポーランド作家による交流展が開催中です。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51 (4階), Warszawa)

【開催中】展示会「日本ポーランド国交樹立100周年陶磁器100点」【10月4日(金)～12月1日(日)】

ヴロツワフにて、クヤヴィ・ドブジン地方博物館主催による展示会『日本ポーランド国交樹立100周年陶磁器100点』が開催中です。日本及びポーランド製陶磁器が展示され、サイドイベントとして、様々な講演会、ワークショップ、コンサート等も予定されています。

開催場所: ヴロツワフ、クヤヴィ・ドブジン地方博物館, Słowackiego 1A

詳細: <http://muzeum.wloclawek.pl/>

【開催中】「インランド・ディメンションズ」フェスティバル【10月9日(水)～13日(日)】

ヴロツワフにて、グロトヴスキ研究所主催によるフェスティバル『インランド・ディメンションズ』が開催中です。寺山修司氏の作品の中心に日本の演劇団体2つの公演が予定されています。

開催場所: ヴロツワフ, フグロトヴスキ研究所, ul. Rynek-Ratusz 27

詳細: <http://grotowski-institute.art.pl/>

【開催中】国際会議「日本・映画・演劇・メディアアート・東と西: 現代関係」【10月10日(木)～11日(金)】

ポズナンにて、アダム・ミツキェヴィチ大学クラシック・ポーランド語学部演劇メディアアート研究所主催による国際会議『日本・映画・演劇・メディアアート・東と西：現代関係』が開催中です。映画・演劇・メディアアートにおける日本と欧州(特にポーランド)の間の現代関係に関する調査結果の発表会が予定されています。

開催場所：ポズナン、アダム・ミツキェヴィチ大学クラシック・ポーランド語学部演劇メディアアート研究所，ul. Fredry 10

詳細：<http://dramat-itism.home.amu.edu.pl/>

【予定】 展覧会 「一緒にアート：ポーランド・日本」【10月12日(土)～2020年1月5日(日)】

ニサにて、ニサ郡立博物館主催による展覧会『一緒にアート：ポーランド・日本』が開催されます。日本人8名とポーランド人5名のアーティストによる作品が展示される予定です。

開催場所：ニサ、ニサ郡立博物館，ul. Biskupa Jaroslawa 11

詳細：<http://www.muzeum.nysa.pl/>

【予定】 秋の日本芸術祭 ぶんかさい【10月12日(土)～11月15日(金)】

ワルシャワにて、ちびワル主催によるイベント『秋の日本芸術祭 ぶんかさい』が開催されます。様々な日本文化紹介が予定されています。

日程：

10月12日(土) 19:00 オープニング (日本舞踊, コンサート)

開催場所：Nowy Świat Muzyki, ul. Nowy Świat 63

10月12日(土)～21日(月) 展覧会 “NOWY JAPONIZM” パート 1

開催場所：Nowy Świat Muzyki, ul. Nowy Świat 63

10月20日(日) 11:00～ 秋の日本芸術祭 ぶんかさい

プログラム：ワークショップ, コンサート, 講演, 映画ミーティング, パフォーマンス, ブースゾーン(物販およびレストラン), 子供向けプログラム, デモンストレーション: 日本の伝統技術, おにぎりサミット

開催場所：PROM Kultury Saska Kępa, ul. Brukselska 23

10月22日(火)～30日(水) 展覧会 “NOWY JAPONIZM” パート 2

* 10月25日から27日は展覧会会場にてワークショップおよびビデオマッピングも開催

開催場所：Centrum Kreatywności Targowa, ul. Targowa 56

10月27日(日) 17:00 クロージングセレモニー (能公演, モダンバレエ)

開催場所：Centrum Kreatywności Targowa, ul. Targowa 56

11月7日(木)～15日(金) 子供達の絵とぶんかさい参加型アートプロジェクト(展覧会)

開催場所：在ポーランド日本国大使館広報文化センター, al. Ujazdowskie 51

詳細：<http://bunkasai.pl/>

【予定】 和紙に関する講演【10月17日(木)・18日(金)】

ワルシャワ及びウッチにて、杉原吉直氏による講演『和紙：技術、多様性、そして日本文化における位置』が開催されます。講演は日本語で行われ、ポーランド語通訳が付きまゝ。入場料は無料です。

日程：

17日(木) 16:00 ワルシャワ美術大学メディアアート学部, ul. Spokojna 15

18日(金) 12:00 ウッチ美術大学, Budynek Centrum Nauki i Sztuki (3階), ul. Wojska Polskiego 121

【予定】 気慎塾セミナー【10月19日(土)～20日(日)】

オストロヴスコにて、体育促進協会「AKYAMA」主催による『気慎塾セミナー』が開催されます。子供から大人まで参加できる空手、柔術などのワークショップが予定されています。

開催場所：オストロヴスコ, ul. Orkana 52

詳細：<https://www.facebook.com/stowarzyszenie.skkf/>

【予定】 アニメコン ハロウィーン【10月26日(土)～27日(日)】

ポズナンにて、ノウエ・メディアグループ有限責任会社主催による『アニメコン ハロウィーン』が開催されます。鎧・刀の展覧会, 合気道・弓道・居合道デモンストレーション, 折り紙・寿司・書道・切り紙ワークショップ, 日本の文化・ポップカルチャーに関する講演や日本の伝統的なゲームなどが予定されています。

開催場所：ポズナン, 第11小学校, ul. Osiedle Wichrowe Wzgórze 119

詳細：<https://www.facebook.com/events/2117379745045864/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)